

## 公営企業(法適用)の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度決算に基づき算定した資金不足比率について、下記のとおり公表します。

### ・比率の概要

資金不足比率算定等の手順

- 地方公共団体の長は、毎年度資金不足比率を算定する
- 算定資料について監査委員の審査をうける
- 監査委員の意見を付して議会に報告する
- 資金不足比率を公表する

### ・算定式

資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

※ 「資金の不足額」を「事業の規模」である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

### ・算定結果

境港管理組合の港湾整備事業特別会計について、資金不足比率の算定を行ったところ、資金不足が生じていないため、資金不足比率の該当はありません。

会計名	資金不足比率
港湾整備事業特別会計	－％ (資金不足なし)